てをつなぎ
みんなのしあわせ
安全・地位・名誉・所得の向上

日本建設職人社会振興連盟新聞 号外

若者が誇りをもてる
希望に満ちた
明るい未来のある
産業を目指して！

本部　〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-18　URL : www.kenshokushaen.jp
TEL : 03-3639-0650　FAX : 03-3639-0640　E-mail : info@kenshokusharen.jp

建設職人基本法、ついに成立
16年越しの悲願！ 建設業に〝希望の太陽〟実現！

12月７日の参議院本会議にて賛成238、反対ゼロの全会一致で可決した

第192回臨時国会において全会一致で可決

工事現場で働くすべての人たちの安全を確保する「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）」が先の臨時国会で可決、成立しました。私たち日本建設職人社会振興連盟（國松孝次会長）の賛同団体で、建設職人の安全確保を旗印に活動を続けている全国仮設安全事業協同組合（小野辰雄理事長）が２０００年６月に設立、発足してから16年半、待ちに待った瞬間であり、悲願が実りました。この建設職人基本法は、16年12月16日の公布日から３カ月で施行されますが、私たち建設職人社会振興連盟は、建設関係機関や団体・企業・地域と手を携えながら、新法の理念が適切かつ確実に定着するようさらなる努力を傾注してまいります。

超党派による議員立法として提出された建設職人基本法は、参議院国土交通委員会で16年12月６日に了承され、翌７日の本会議で可決後、衆議院に送られ、９日の国土交通委員会と本会議で可決、成立しました。参院先議で審議されてから、わずか４日のスピード成立で、しかもこの間、衆参すべての会派所属議員と無所属議員による採決の結果、反対票ゼロという圧倒的な賛同を得ての可決となりました。

また、法案作成に当たっては、自公両党の日本建設職人社会振興議員連盟（会長・二階俊博自民党幹事長、会長代理・井上義久公明党幹事長）が取りまとめた素案を４月26日の与党政策責任者会議で了承。一方、10月12日には民進党でも建設職人の安全・地位向上推進議員連盟（会長・増子輝彦参院議員）が発足するとともに、民進党案が作成されました。成立した新法は、この与党と民進党の両案をまとめる形で、参院国交委委員長提案として付議されていました。

建設職人基本法は、重大な労働災害が多発する建設工事の現状を踏まえ、建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するのは国や都道府県の責務であるとし、適切な安全衛生経費（労災保険料を含む）を盛り込んだ請負代金や工期が確保されるよう必要な施策を講じるよう求めています。

同時に、政府に基本計画の閣議決定を求め、都道府県に計画を策定する努力義務を課しており、国交と厚労両省を始めとした関係行政機関の調整のもとで「建設工事従事者安全健康確保推進会議」と、専門家による「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設け、施策の推進に向けて相互調整を図るとしています。

また、本会議に先立ち法案を了承した参院国交委と衆院国交委では、附帯決議も行っています。その内容は、政府に対し、まず▽安全と健康を最優先に、処遇改善と地位向上が促進されるような総合的施策を検討し、基本計画に盛り込むこととし、▽十分な知識・経験を有する者による点検の促進、▽建設労働災害の４割を占める墜落災害を撲滅する実効性のある対策を講じる――など10項目を求めており、今後の施策や「基本計画」づくりに反映されるものとみられます。

法律全文、附帯決議＝別記参照

議員立法代表者からのメッセージ

高村正彦衆議院議員（自由民主党副総裁／日本建設職人社会振興議員連盟最高顧問）

建設職人基本法の成立、心から皆と喜びを分かち合いたいと思います。私が日本建設職人社会振興議員連盟を提唱してから６年が経ちました。この間終始、建設職人の安全および健康を願ってまいりましたが、それが法律となり、この思いが結実することとなりました。職人の安全、健康と処遇改善、地位向上に会派の垣根もありません。今後も超党派で、ますます頑張っていきたい所存です。

二階俊博衆議院議員（自由民主党幹事長／日本建設職人社会振興議員連盟会長）

この度は、建設工事従事者の安全および健康の確保の推進に関する法律の成立に際し、ご協力をいただき、おかげさまで成立に至ることができました。皆様へ感謝を申し上げます。引き続き、日本建設職人社会振興議員連盟会長として、建設職人の皆様と共に日本建設職人社会振興連盟の発展に微力を尽くして参ります。

櫻田義孝衆議院議員（自由民主党／日本建設職人社会振興議員連盟事務局長）

今回の議員立法に向けて、連盟の皆様とお付き合いするようになってちょうど３年半となりました。この間、われわれ与野党の国会議員も、皆連盟理事長らの熱い情熱に、心から感服するようになってきたからこそ、今回の法案成立につながったのだと思います。私は、議員連盟の取りまとめ役として、「まだスタート位置に付いただけ」との意識を強く認識し、「生きた」法律になるべく、さらに精進して参る所存でございます。連盟の皆様の今後ますますのご健勝を心より御祈念申し上げます。

井上義久衆議院議員（公明党幹事長／日本建設職人社会振興議員連盟会長代理）

議員連盟の会長代理としてお引き受けいただき、法制化実現に携わってきただけに、感無量です。今回の基本法成立は、全国仮設安全事業協同組合を始め関係の方々の長年にわたるご努力のたまものです。そのご労苦に心より敬意を表します。法制化を機に、全国500万人の建設職人の方々の安全と健康、処遇の確保にさらに尽力している決意です。

増子輝彦参議院議員（民進党／参議院国土交通委員長／建設職人の安全・地位向上推進議員連盟会長）

日本建設職人社会振興連盟の16年越しの悲願だった「建設職人基本法」がついに成立しました。小野辰雄理事長との深い親交のもと第192回臨時国会で必ず成立させるとの約束を実現するために参議院国土交通委員長提案による参議院先議を各党・各会派にお願いをしました。紆余曲折があり一時成立が危ぶまれましたが、丁寧な説明と修正を重ね全会一致で可決・成立をさせる事が出来ました。小野理事長とともに感無量の思いです。今後、この法律の施行にあたっては超党派での推進がますます重要となります。引き続き先頭に立って参りますので会員各位の絶大なご支援をお願い申し上げます。

本村伸子衆議院議員（日本共産党）

私たち日本共産党は、「一人親方」を含んだ建設工事従事者の安全と健康の問題に光を当てられ、建設工事従事者の安全・健康確保の経費が現場の事業者まで支払われることを促す内容であり、現場を改善し、労災死亡事故を無くすためにも大事だと、法案成立に力を合わせてきました。また、発注者責任の明確化等を求めて党として修正意見を出すなど、より実効性のある内容にするために奮闘してきました。今後とも、ぜひ超党派でフォローアップしていきたいと思います。

下地幹郎衆議院議員（日本維新の会国会議員団政務調査会長）

建設現場では職人の転落などによる事故が多く、特に一人親方の労働安全が課題となっています。建設職人の安全と健康を確保する法整備について、私は民主党時代から携わってきましたが、この度、基本法が全会一致で可決・成立したことは大変喜ばしいことです。皆様方のご尽力に敬意を表します。今後はその具体策を検討し、さらに職人の地位が向上し、若者が誇りと希望を抱いて建設産業に向かって頂けるよう、尽力してまいります。

又市征治参議院議員（社会民主党幹事長）

青木愛参議院議員（自由党副代表）

このたび建設工事従事者の安全や健康の確保・推進のための法律が全政党・会派の賛成で制定されたことは、貴組織等の熱心な取り組みのたまものと考えます。しかしこれは、建設工事従事者が健康で働き続けるための第一歩に過ぎません。法律で定められた事項が、しっかりと皆さんの目線から見て順守、実行されるかを見守り、監視することが大事です。私も皆さんとともに、この法律が有効に機能・活用されるよう頑張りたいと思います。

中野正志衆議院議員（日本のこころを大切にする党幹事長）

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の成立を見ることができ、誠に喜ばしい限りです。私どもも、皆様とともに〝こころを一つ〟にして、建設職人の皆様の安全と健康、さらには処遇改善に取り組んでまいります。

12月９日の衆議院本会議。参院先議で審議されてから、わずか４日のスピード成立。衆参すべての会派所属議員と無所属議員による採決の結果、反対票ゼロという圧倒的な賛同を得ての可決となった

日本建設職人社会振興連盟

國松孝次会長（元警察庁長官）

この度の建設職人基本法が成立しましたことは感慨無量でございます。私が連盟会長に就任して以来、全精力を注いでまいりました。悲願が成就して喜ばしい限りです。今後は、この法律の実効性の確保のため、建設社会に身を置く者が一丸となって取り組む必要がありますので、連盟に対しこの問題への幅広いご意見、ご要望をお寄せいただき、政府および国会に働き掛けをしてまいりたいと存じます。また、これまで賛同していただいている各団体に加え、より多くの団体にご賛同いただけるよう願っておりますのでよろしくお願いいたします。

石原信雄諮問会議議長（元内閣官房副長官）

日本建設職人社会振興連盟を支える諮問会議を代表して一言ごあいさつ申し上げます。16年越しの努力が実り、先の臨時国会で議員立法により全会一致で成立したことは、わが国建設界における歴史的な出来事であり、法案成立に絶大な力を発揮いただいた関係国会議員の先生方はじめ、関係各位に深く感謝申し上げます。今後この法律を建設職人のため、真に実のあるものにするためには、関係国会議員や関係省庁、さらには建設諸団体等のご理解、ご協力が不可欠であります。引き続き、何とぞよろしくお願い申し上げます。

泉信也最高顧問（元国家公安委員長）

小野邦久特別顧問（元国土交通事務次官）

伊藤庄平特別顧問（元労働事務次官）

角口賀敏特別顧問（日本建設機械レンタル協会会長）

寺井茂幸副会長（全国中小建築工事団体連合会会長）

小沼直人副会長（日本建設機械レンタル協会副会長）

小野辰雄理事長（全国仮設安全事業協同組合理事長）

森大理事長代行（全国中小建築工事団体連合会前理事長）

法律全文

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日
内閣総理大臣　安倍晋三

法律第百十一号

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国民の日常生活及び社会生活において建設業の果たす役割の重要性、建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、都道府県及び建設業者等の責務を明らかにするとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「建設工事」とは、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。

２　この法律において「建設工事従事者」とは、建設工事に従事する者をいう。

３　この法律において「建設業者」とは、建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。

４　この法律において「建設業者等」とは、建設業者及び建設業法第二十七条の三十七に規定する建設業者団体をいう。

（基本理念）

第三条　建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められることにより、行われなければならない。

２　建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事に必要な措置が建築物等の設計、建設工事の施工等の各段階において適切に講ぜられることにより、行われなければならない。

３　建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られることを旨として、行われなければならない。

４　建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られることを旨として、行われなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（次条及び第六条において「基本理念」という。）にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県の責務）

第五条　都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（建設業者等の責務）

第六条　建設業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずるとともに、国又は都道府県が実施する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策に協力する責務を有する。

（法制上の措置等）

第七条　政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　基本計画等

（基本計画）

第八条　政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（以下この条及び次条第一項において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　建設工事従事者の安全及び健康の確保についての基本的な方針

二　建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三　前二号に掲げるもののほか、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　厚生労働大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

５　政府は、第一項の規定により基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

６　政府は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する状況の変化を勘案し、並びに建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

７　第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（都道府県計画）

第九条　都道府県は、基本計画を勘案して、当該都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画（次項において「都道府県計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

２　都道府県は、都道府県計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　基本的施策

（建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等）

第十条　国及び都道府県は、建設工事の請負契約において建設工事従事者の安全及び健康に十分配慮された請負代金の額、工期等が定められ、これが確実に履行されるよう、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費（建設工事従事者に係る労働者災害補償保険の保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（責任体制の明確化）

第十一条　国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する責任体制の明確化に資するよう、建設工事に係る下請関係の適正化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（建設工事の現場における措置の統一的な実施）

第十二条　国及び都道府県は、建設工事の現場において、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する措置が統一的に講ぜられるよう、建設業者の間の連携の促進、当該現場における作業を行う全ての建設工事従事者に係る労働者災害補償保険の保険関係の状況の把握の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（建設工事の現場の安全性の点検等）

第十三条　国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るため、建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る建設業者等による自主的な取組を促進するものとする。

２　国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保を図るため、建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及並びに建設工事の安全な実施に資するとともに省力化及び生産性の向上にも配意した材料、資機材及び施工方法の開発及び普及を促進するものとする。

（建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発）

第十四条　国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識の啓発に係る自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章　建設工事従事者安全健康確保推進会議

第十五条　政府は、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関（次項において「関係行政機関」という。）相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する安全又は衛生のための教育の適切な実施の促進、建設業者等による建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　関係行政機関は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し専門的知識を有する者によって構成される建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎恭久
国土交通大臣　石井啓一
内閣総理大臣　安倍晋三

附帯決議

平成二十八年十二月六日
参議院国土交通委員会
平成二十八年十二月九日
衆議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一　建設工事従事者の「安全及び健康の確保」が一処遇の改善及び地位の向上」の促進を旨として行われるよう、これらを総合的に結びつける施策の検討を進め、基本計画に盛り込むこと。また、その際「安全及び健康の確保」が何よりも優先されるべきであることに十分配慮すること。

二　墜落事故の防止対策その他建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費については、現在、政府が進めている法定福利費を内訳明示した見積書の提出等に関する施策を一層強力に進める等、社会保険一般の未加入対策について、その一層の推進を図ること。

三　社会保険に関する必要な経費を適切かつ明確に確保し、これが下請事業者に至るまで確実に支払われ、所要の施策が講ぜられるようにすることは、建設工事従事者の安全及び健康の確保のみならず、処遇の改善を図る上でも重要であることに鑑み、社会保険料一般を含む安全及び健康の確保に関する経費が適切に支払われるよう務めること。

四　建設労働災害や事故の原因の一つとして、適正な工期が確保されていない問題が指摘されていることに鑑み、安全確保のための余裕ある工期の設定が図られるべきあることを基本計画において明示すること。

五　建設労働災害の撲滅に資するため、建設工事現場の調査、研究、分析に努めること。

六　建設工事の現場の安全を確保し、災害を防止するためには、不断の点検が重要となるため、十分な知識・経験を有する者による点検の促進を図ること。

七　専門家会議の委員の人選に当たっては、単に専門的知識だけでなく、科学的、社会政策的知見に基づき客観的立場に立った意見及び建設工事従事者の立場に立った意見の反映が担保されるような構成とすること。

八　本法の趣旨に基づき、建設労働災害の四割程度を占める墜落災害の撲滅を期すために、制度の整備及び労働災害防止計画の改定を始めとする実効ある対策を推進すること。

九　本法による施策の推進をより実効あらしめるため、関係する・審議会等に現場の実態が的確に反映されるよう、委員の構成等について配慮すること。

十　今後東京オリンピック・パラリンピック関連工事が増大することに伴い、建設工事従事者の安全と健康に特に配慮が必要な状況の下、政府はそのために必要な対策を講ずること。